

売上げが大きく減少(20%以上)した 中小企業・農業者を支援します!

産業振興課 ☎46-3397

長南町事業継続支援金

【支援概要】 新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けた、中小企業(個人事業主を含む)及び農業者(農事組合法人を含む)に対して事業の継続を支援するため、売上げが減少(20%以上)している事業者などに対して支援金を給付します。

【支給額】 1件 10万円

【対象要件】 下記の対象要件を満たす中小企業若しくは農業者となります。

(1) 中小企業(個人事業主を含む)

<対象要件>

- 1) 新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上高が前年同月(令和2年1月から令和2年7月の内、任意のひと月)と比較して20%以上減少しており、今後も事業を継続する意思があること。
- 2) 長南町内に「事業所及び営業所」を有し、税務申告をしている中小企業者であること。
- 3) 事業内容が公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがないこと。
- 4) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。
- 5) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき休業等の要請を行った施設を有する者にあつては、当該要請に応じていること。
- 6) 長南町の税金を滞納していないこと。
- 7) 「暴力団排除に関する規定」を遵守していること。なお、本件について千葉県警察本部に照会することについて予め承諾すること。

<申請方法>

申請書類を以下の宛先に郵送してください。

【送付先】 〒297-0121 長生郡長南町長南2528-2 長南町商工会

【申請期限】 令和2年8月31日(月)まで(消印有効)

【問合わせ先】 長南町商工会 電話:46-0188

※申請書類は、町ホームページからダウンロードしていただくか、商工会にて配布しています。

<必要書類>

- 長南町事業継続支援金申請書兼実施報告書
- 感染症防止対策チェックリスト
- 振込先口座を確認できる書類(通帳の写し)
- 【個人事業主の場合】本人確認書類の写し(運転免許証、パスポート等)
- 前年の確定申告書の写し
- 減収月の売上台帳等の写し
事業所及び営業所の前年分の売上台帳及び令和2年分の対象月の事業収入額がわかる売上台帳等
- 【千葉県の休業等要請対象業種の場合】休業等を確認できる書類
- 【千葉県中小企業再建支援金を受給し、交付通知書を受領している場合】
千葉県の再建支援金の交付通知書の写し (※)迅速な審査が可能となります。